

仏メディアの批判誤解も

釈放の見通し立たず…

19日に逮捕された日産自動車前会長カルロス・ゴーン容疑者(64)が釈放される見通しは立っていない。フランスのメディアでは、勾留の長さなどを問題視する論調が目立つ。だがフランスでも長期間勾留されることはあり、日本の専門家は「誤解がある」と指摘する。収容先の東京拘置所が、欧州連合(EU)が反対する死刑執行の場であることにもメディアの注目が集まっている。

=関連記事1・10面に

ゴーン容疑者 勾留状況

「カルロス・ゴーンは日本でテロリストより厳しく扱われている」。フランスのテレビ番組では、出演者からこうしたコメントも出た。

日本の検察が、裁判所が差付する逮捕状に基づき容疑者を拘束できるのは48時間までだ。通常検察は、「間に裁判所に勾留を請求。認められると、10時間の勾留になり、さらに1回10時間延長できる。検察が期限内に起訴しなければ容疑者は被保釈され、起訴されても裁判所が保釈を許可すれば拘束を解かれ

る。一方、フランスでは、捜査の初期段階で裁判所の令状なしに容疑者を拘束できる。「ガルダニヨ」(警察留置)と呼ばれ、テロ関連以外の容疑では最長4日間だが、原則1日にとまる。

現在、ゴーン容疑者は東京地裁の勾留決定で拘束されている。日本の刑事弁護士の一人は、「パリの刑事弁護士の一人は、まさに1回10時間の勾留になり、さらに1回10時間延長できる。検察が期限内に起訴しなければ容疑者は被保釈され、起訴されても裁判所が保釈を許可すれば拘束を解かれ

る。」

ゴーン容疑者のような場合、ガルダニヨが「2日を超えることないだろ」と話す。ではガルダニヨ後はどういう手続きになるのか。

ゴーン容疑者のようないふれはガルダニヨとして報道。これが「テロリスト以下」といったが、「テロリスト以上」といったのが「ガルダニヨ」として報道。これが長いというのは誤解だろ」と指摘する。ただフランスは取り扱いを生む要因になっているようだ。

日本の検察官の権限をさらに強化したような存在という。白取教授は「西国の刑事制度は大きく異なり、どの部分を切り取って比較するかで捉え方が変わる。日本の方が勾留期間が長いというのは誤解だろ」と指摘する。ただフランスは取り扱いを生む要因になっているようだ。

本の検察官の権限をさらに強化するが、その部分を切り取って比較するかで捉え方が変わった。日本の方が勾留期間が長いというのは誤解だろ」と指摘する。ただフランスは取り扱いを生む要因になっているようだ。

本の検察官の権限をさらに強化するが、その部分を切り取って比較するかで捉え方が変わった。日本の方が勾留期間が長いというのは誤解だろ」と指摘する。ただフランスは取り扱いを生む要因になっているようだ。